

よろず支援拠点だより <93>

債権の消滅時効にご注意を

わかやま新報の読者の皆さま、こんにちは！

和歌山県よろず支援拠点
コーディネーターの石川
栄司です。

今回は事業者の皆さまから相談されることの多い債権管理の問題のうち、消滅時効についてご説明します。

まず時効期間については、昨年4月1日に施行された改正民法で、それまで債権の内容によってまちまちだった時効期間が統一され、権利を行使できる時から10年間、または権利を行使できることを知った時から5年間、いずれか早い方となり

ました。

売買代金債権などの契約に基づく債権は、支払期限が定められており、契約の当事者はその期限を知っているものとして、支払期限の到来から5年間が経過すると消滅時効が完成するということとなります。

「請求書を送り続けているから時効にならないのではないか」というご相談がよくありますが、請求書を送付するだけでは時効期間の進行を止められません。民法では時効期間の進行停止について、時効の更新と完成猶予という2つの概念で整理し

ています。

時効の更新とは、それまでの時効期間がリセットされるといふもので、債務者が債務を承認した場合や訴えを提起して裁判が確定した場合などは、その時点から再度時効期間がスタートします。

また、請求書の送付は、法律上は催告にあたり、催告後6カ月以内は時効の完成が猶予されますが、この間に時効満了期間が到来する場合には、改めて訴えの提起を行って確定判決を得たり、債務者に債務を承認してもらったりなどして、時効期間を更新させる必要があります。

なお、催告を繰り返す（請求書を何度も送付す

る）ことで時効の完成を引き延ばすことは認められていない点にも注意が必要です。

和歌山県よろず支援拠点では、弁護士による法律相談も行っておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。

和歌山県よろず支援拠点
和歌山市本町二丁目1番地
フォルテワジマ6階
URL <http://yorozu.yarukiouendan.or.jp/>
TEL 073・433・3100

